

30by30に係る経済的手法の検討状況について

令和 5 年 3 月 6 日
環境省

昆明・モントリオール生物多様性枠組



2050年ビジョン
自然と共生する世界

2050年ゴール

ゴールA
保全

ゴールB
持続可能な利用

ゴールC
遺伝資源へのアクセスと利益配分
(ABS)

ゴールD
実施手段の確保

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定
- 2: 自然再生
- 3: 30by30**
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的管理
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 緑地親水空間の確保
- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保

実施支援メカニズム及び実現条件／責任と透明性（レビューメカニズム）／広報・教育・啓発・取り込み

Target 3

Ensure and enable that by 2030 at least 30 per cent of terrestrial, inland water, and of coastal and marine areas, especially areas of particular importance for biodiversity and ecosystem functions and services, are effectively conserved and managed through ecologically representative, well-connected and equitably governed systems of protected areas and other effective area-based conservation measures, recognizing indigenous and traditional territories, where applicable, and integrated into wider landscapes, seascapes and the ocean, while ensuring that any sustainable use, where appropriate in such areas, is fully consistent with conservation outcomes, recognizing and respecting the rights of indigenous peoples and local communities, including over their traditional territories.

ポイント

- ✓ **陸**（陸域と陸水域）と**海**（沿岸域と海域）の**30%以上**を
- ✓ **保護地域**と**OECM**で保全・管理し、
- ✓ より広域の陸上/海洋景観及び海洋に統合する

オールジャパンで取り組む30by30目標

30by30目標 = 2030年までに陸と海の30%以上を保全する新たな世界目標

30by30ロードマップ

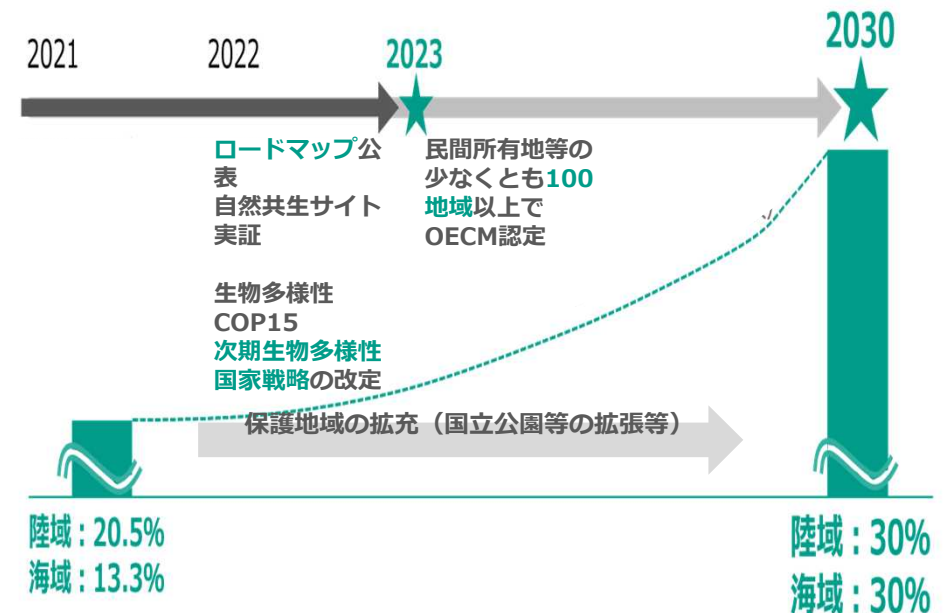
- ・国内での目標達成に向け、COP15に先立ち「**30by30ロードマップ**」を2022年4月に公表
- ・国立公園等の保護地域の拡充のみならず**OECDの認定※**により**目標達成**と同時に企業価値の向上や交流人口の増加を通じた**地域活性化**につなげる

※OECDの認定：
OECDとは、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（里地里山、企業の水源の森等）認定制度について、現在実証を行っており、令和5年度より正式運用開始予定

生物多様性のための30by30アライアンス

- ・環境省、経団連、NGO等を発起人とし、30by30を進めるための有志連合「**生物多様性のための30by30アライアンス**」を2022年4月に発足
- ・企業、自治体、NPO法人等、計**379者**が参加（2023年2月24日現在）
- ・自らの所有地や所管地内の**OECD登録**や**保護地域の拡大**等を目指す
（自治体：宮城県、新潟県、兵庫県豊岡市など）
（企業：トヨタ、イオン、パナソニックなど）

国内における30by30目標達成への道筋

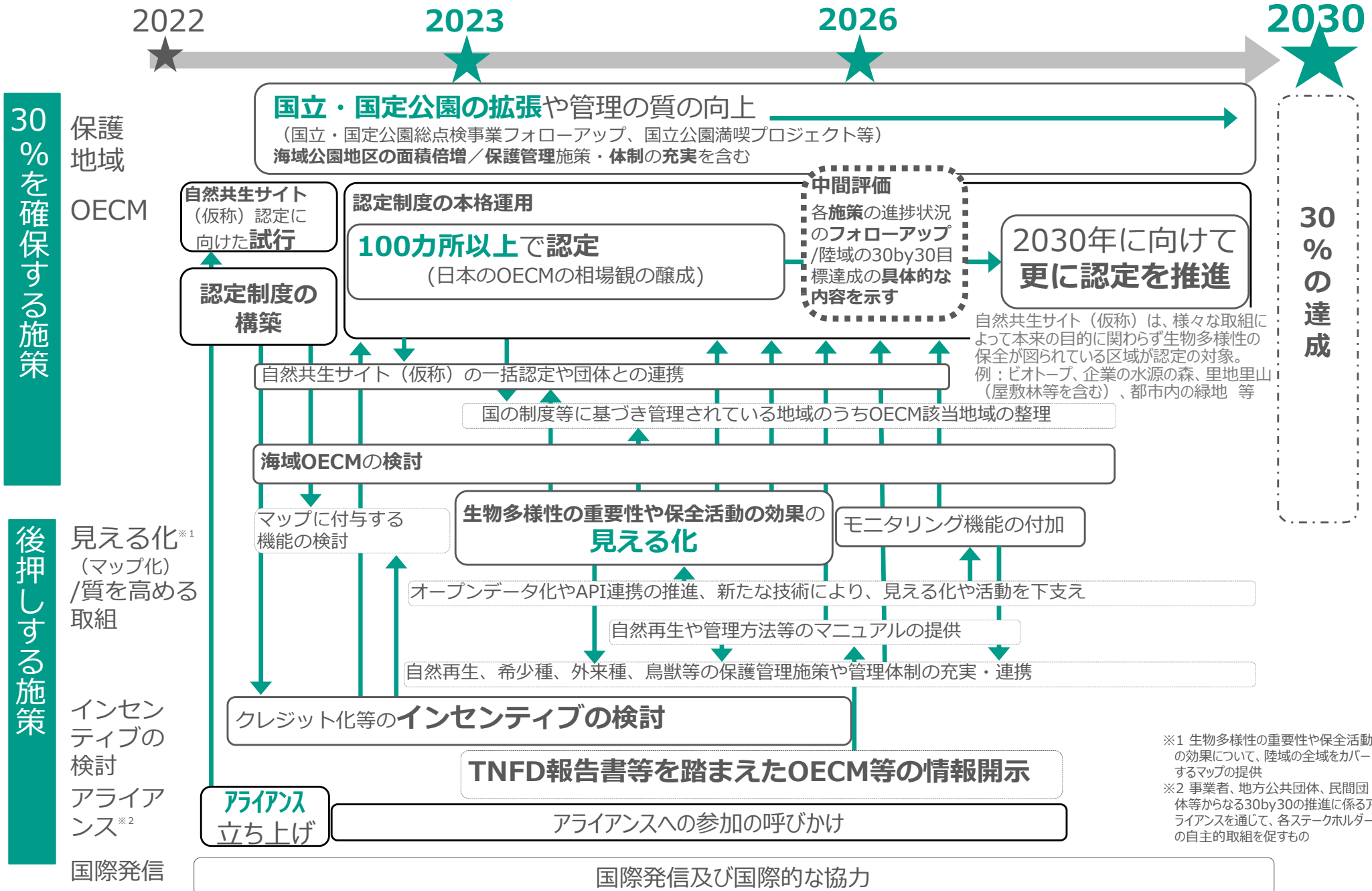


30by30アライアンスロゴ



モチーフとしてカエルを採用し、その中に森や海といった自然やそこに住むいきもの、さらには都市や舟など人々の生業を配置。カエルの体部分（上部）は森林など陸域をイメージした緑基調の和紙、顔の部分（下段）は、海や川など水域をイメージした青基調の和紙で表現。

30by30ロードマップ 主要施策と横断的取組の相関



※1 生物多様性の重要性や保全活動の効果について、陸域の全域をカバーするマップの提供
 ※2 事業者、地方公共団体、民間団体等からなる30by30の推進に係るアライアンスを通じて、各ステークホルダーの自主的取組を促すもの

自然共生サイトとOECM

- 国立公園等の既存の保護地域に加えて、民間等の取組により結果的に生物多様性の保全に貢献している区域（企業緑地、里地里山、都市の緑地）を、環境省が「**自然共生サイト**」に認定する仕組みを構築中。2023年度から認定を開始。
- 認定地は、保護地域との重複を除き、環境省がOECM（Other Effective area-based Conservation Measures）として国際データベースに登録することで、COP15で決定された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に直接貢献していることを示すことができる。

OECMのイメージ

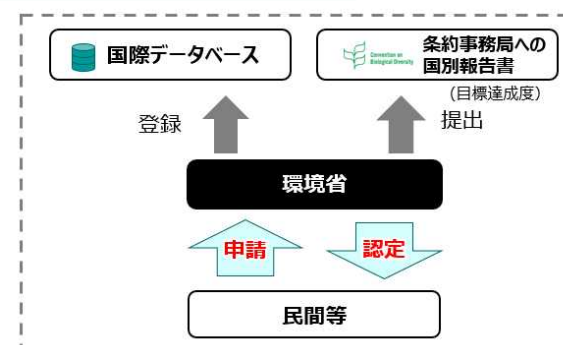


保護地域以外にも、**里地里山、水源の森、都市の自然**など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献している

実証事業の実施

- 2022年度に、アライアンス参加者の協力を得て、**自然共生サイト認定の仕組みを試行する実証事業を実施**
- 2023年中に少なくとも**100カ所**以上で認定

認定スキームのイメージ



環境省が自然共生サイトに**認定**。保護地域との重複を除き、**OECM国際データベースに登録**

「OECM」について

OECM全体像イメージ

注) 今後の検討によって変更の可能性あり

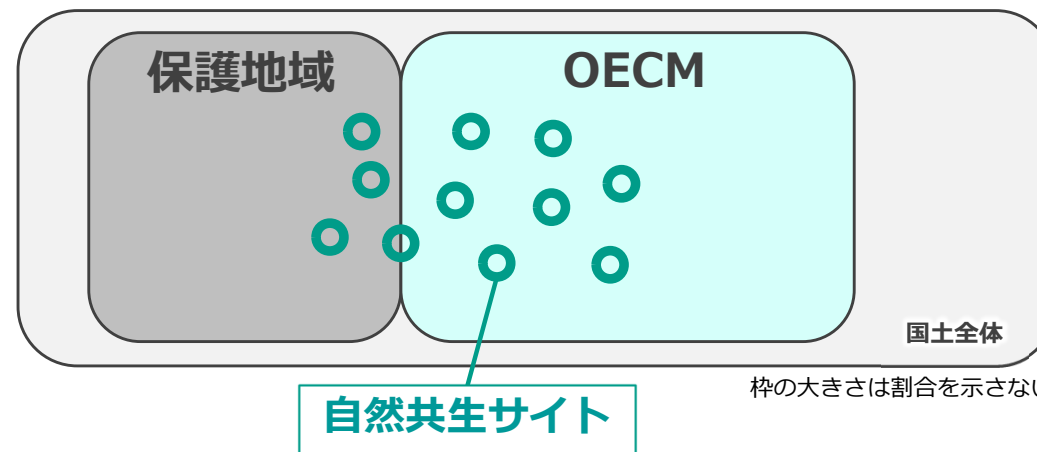
陸 域

- 自然共生サイト認定区域
(保護地域との重複を除く)
- 団体との連携協定
- 国の制度等に基づく管理区域

海 域

- 【沿岸域】
 - 自然共生サイト認定区域
(保護地域との重複を除く)
- 【沖合域】
 - 国の制度等に基づく管理区域

保護地域、OECM、自然共生サイトの関係



「自然共生サイト」の対象となる区域は、

例えば、

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原・・・

といった場所のうち、生物多様性の価値を有し、
企業、団体・個人、自治体による様々な取組によって、本来目的に関わらず
生物多様性の保全が図られている区域

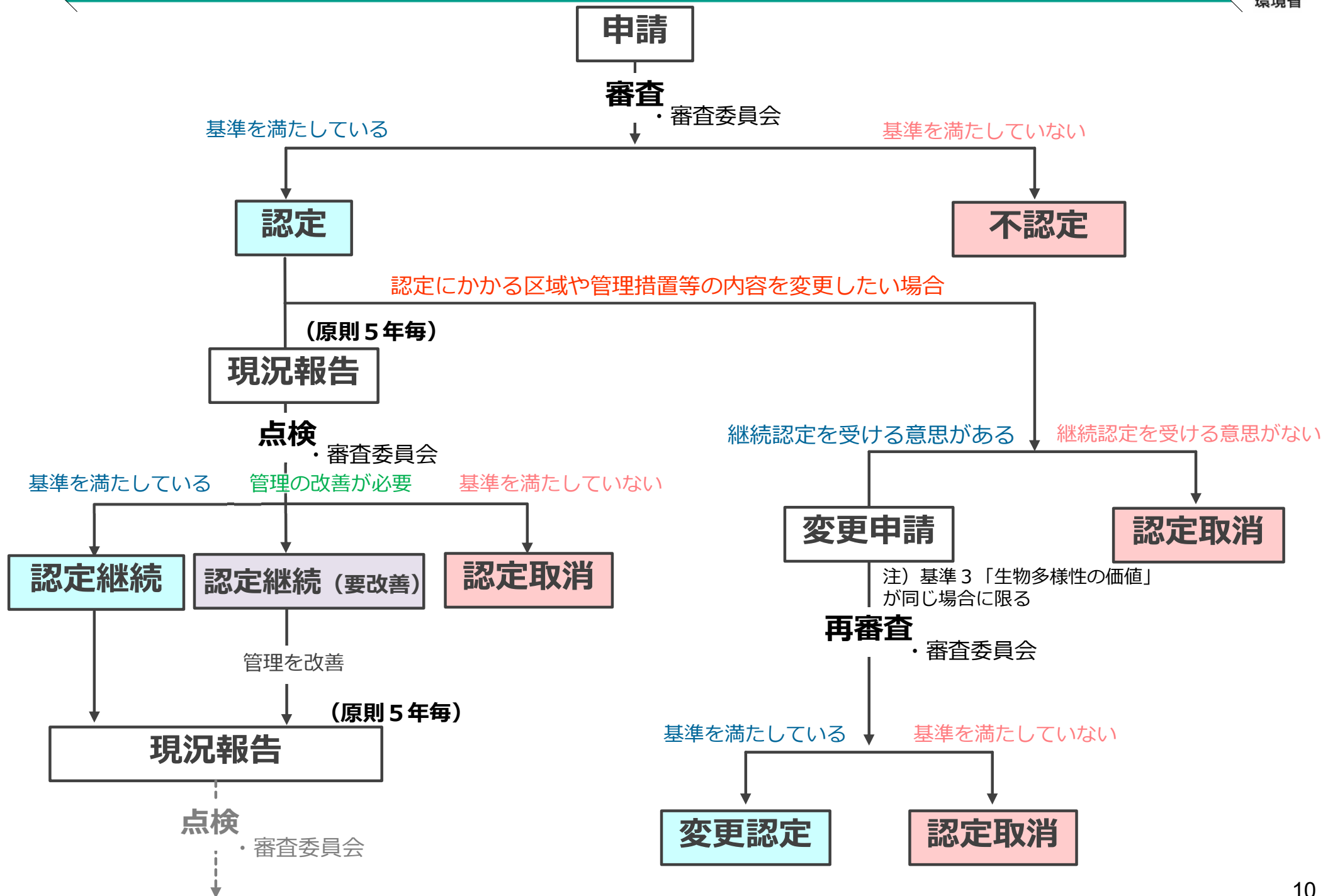
「自然共生サイト」の認定基準（案）

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 境界・名称に関する基準 |
| 2. ガバナンス・管理に関する基準（管理権限、管理措置） |
| 3. 生物多様性の価値に関する基準 |
| 4. 管理による保全効果に関する基準（管理の有効性、モニタリングと評価） |

「生物多様性の価値に関する基準案」の具体的内容

以下のいずれかの価値を有すること	
場	(1) 公的機関等に 生物多様性保全上の重要性が既に認められている 場
	(2) 原生的 な自然生態系が存する場
	(3) 里地里山といった 二次的 な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	(4) 在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が成立し、 生態系サービス を提供する場
	(5) 伝統工芸や伝統行事といった 地域の伝統文化 のために活用されている自然資源の場
種	(6) 希少な動植物種 が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場
	(7) 分布が限定 されている、 特異な環境 へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
機能	(8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 動物の生活史 にとって不可欠な場
	(9) 既存の保護地域又は認定地域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 緩衝機能や連結性 を高める機能を有する場

認定・継続フロー（案）



30by30に係る検討体制



審査

試行版 審査委員会

認定基準や審査プロセスを試行的に運用し、現実に運用した場合に、どのような課題があるかを洗い出し、令和5年度からの本格運用に向けて必要な修正を行うため、「自然共生サイト（仮称）」の試行審査（前期、後期）を実施

全体

試行結果をOECM検討会で報告

OECMの設定・管理の推進に関する検討会

1. 「自然共生サイト（仮称）」個別認定する仕組みに関する事項
2. (1) の仕組み以外によるOECMの設定・管理に関する事項
3. (1) (2) を推進するための取組に関する事項
4. その他OECMに関する事項

インセンティブ

30by30に係る 経済的インセンティブ等検討会

1. 生物多様性の価値等を証書化等し、自主的に売買等される仕組みの検討
2. (1) 以外で認定をうながすための経済的なインセンティブ及びその他のインセンティブの検討
3. その他 (1) (2) の検討に関する事項



連携



見える化

30by30に係る 生物多様性見える化手法検討会（非公開）

見える化システムが具備すべき機能、生物多様性情報の可視化・地図化における指標及び評価手法、効果的な情報収集や解析手法、既存のシステムとの連携等の検討



【参考】 30by30 に係る経済的インセンティブ検討会 委員



氏名（敬称略）	所属・役職
角谷 拓（座長）	国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域 生物多様性評価・予測研究室 室長
後藤 文昭	三井住友信託銀行株式会社 経営企画部 サステナビリティ推進部 Technology Based Financeチーム
佐藤 真行	神戸大学・大学院人間発達環境学研究科 教授
高川 晋一	公益財団法人日本自然保護協会 OECMタスクフォース室 室長
長谷川 雅巳	経団連自然保護協議会 事務局長
原口 真	M S & A D インシュアランス グループ ホールディングス株式会 社 総合企画部サステナビリティ推進室 T N F D 専任 S V P
森 匡司	生物多様性自治体ネットワーク事務局（名古屋市環境局環境企画課）
森田 香菜子	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 主任研究員

30by30に係る経済的インセンティブ等に関する主要論点



インセンティブの定義

論点①：申請者・管理者にとってのインセンティブは金銭に限られない。

具体的施策検討

論点②：自然共生サイト（仮称）認定を受ける管理者側のインセンティブと支援する側のインセンティブを分けて考える必要がある。

論点③：特に対個人や相対取引での支援を受ける場合は、ストーリー性（なぜするのか、それによってどのような変化があるのか等）を持たせることが重要。

論点④：バンキング制度については現行の法制度、諸外国における事例等を踏まえ、現段階では検討対象とせず、まずは自然共生サイト（仮称）の保全に対する貢献に関わる施策を優先的に検討。

論点⑤：「行政の介入」や事前事後の効果測定の実施（EBPMに関するロジックモデルや社会インパクト評価）等による信頼性の確保が必要。

30by30目標に係る経済的インセンティブ等については、

① **貢献証書制度**

② **その他様々な支援メニューの組み合わせ**
で検討する。



1. 貢献証書制度（素案）

貢献証書制度の目的・対象

基本コンセプト

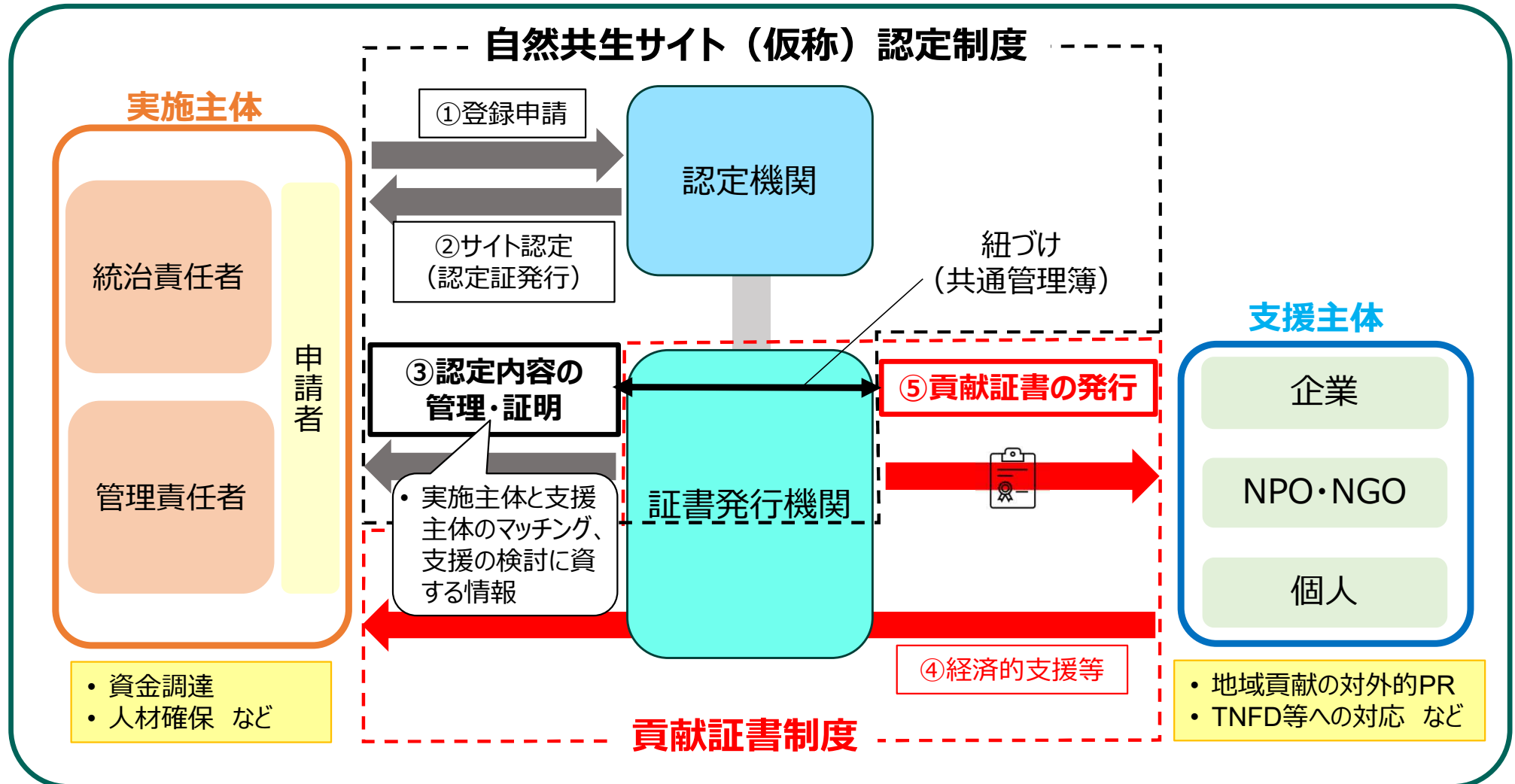
- 自然共生サイト（仮称）認定を受けた土地の申請や維持管理等に要するコスト、人材不足等に対して第三者が支援する場合に、**支援行為に対するインセンティブとして、当該支援行為を認証し、それを証明する貢献証書を発行する。**

本制度のメリット

- 自らは自然共生サイト（仮称）認定を受けていない、保全対象となるような土地を所有していないが、30by30国際目標や地域の計画・目標に貢献したい場合に、支援という形で貢献できるとともに、その行為自体が公的に証明される。
- 自然共生サイト（仮称）認定とも紐づけられ、支援が確実に保全管理に充てられていることを対外的に証明できる。
- 支援者側は**地域社会、投資家等への対外的PR**にもなる。
- 認定内容の証明や貢献証書内容の設定等により、自然共生サイト（仮称）の認定を受けた主体もその管理等の支援をした主体も**TNFD等への対応**にも活用できる可能性がある。

貢献証書制度のイメージ

貢献証書：自然共生サイト（仮称）への支援行為（経済支援、人的支援等）を認証し、それを証明する書類



※これ以降、本資料では統治責任者・管理責任者・申請者を「実施主体」、企業・NPO・NGO・個人などの支援者を「支援主体」として整理している。

※サイト認定の「認定証」と「認定内容の管理・証明」のそれぞれの位置づけ、内容の調整等は要整理。

認定内容の管理・証明および貢献証書の記載内容（案）



	自然共生サイト（仮称）認定内容の管理・証明	貢献証書
①	サイト登録番号	サイト登録番号（+ 枝番号）
②	サイトの名称	サイトの名称
③	サイトの位置（住所）	サイトの位置（住所）
④	面積	面積
⑤	統治責任者情報	統治責任者情報
⑥	管理責任者情報	管理責任者情報
⑦	—	支援者情報
⑧	管理方法・期間	管理方法・期間
⑨	生物多様性の価値（里地里山、在来種・希少種、連続性・連結性など）	生物多様性の価値（里地里山、在来種・希少種、連続性・連結性など）
⑩	—	支援割合、支援対象（対象事業、期間等）

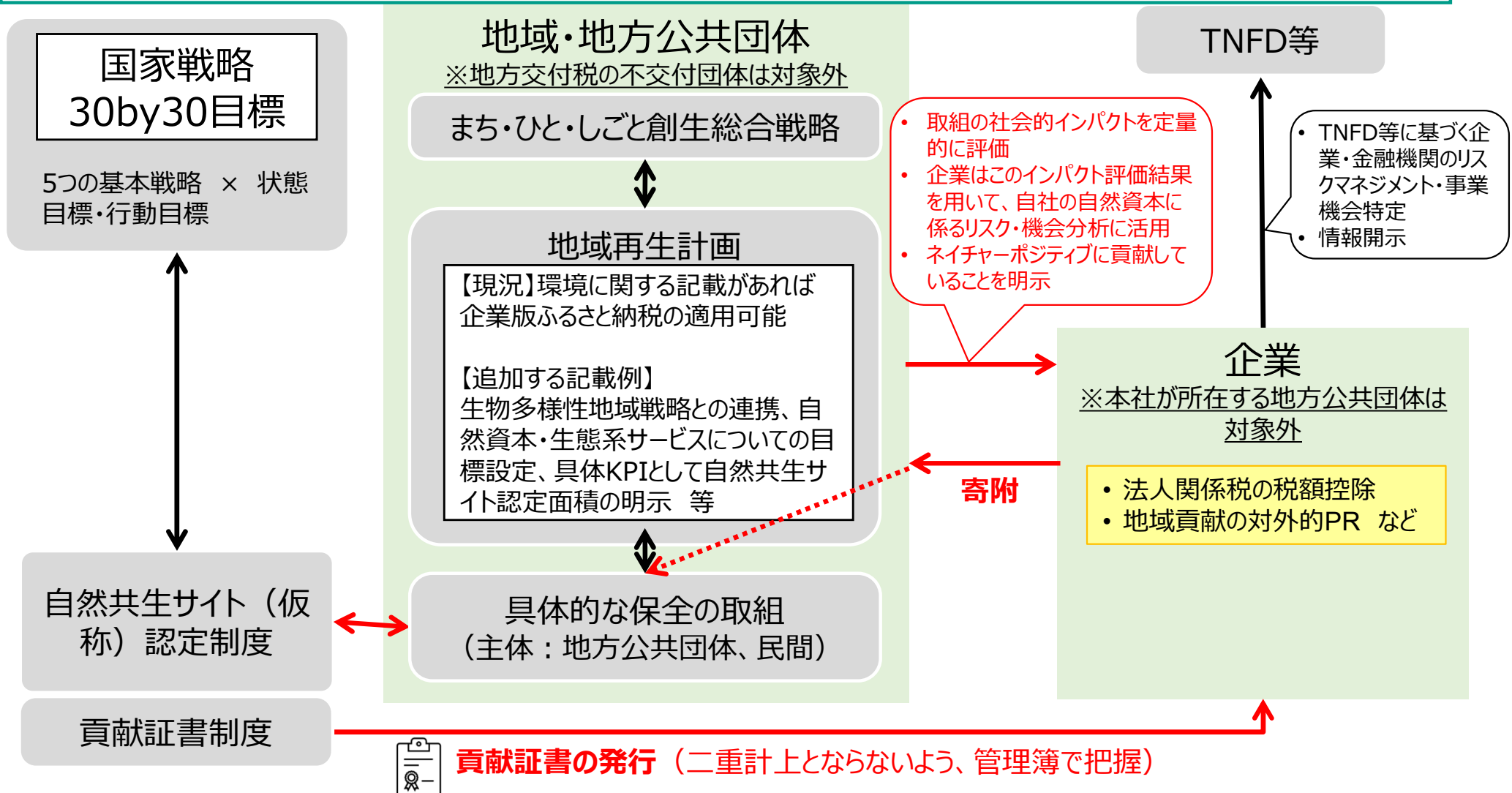
※認定内容や貢献証書の活用方法（使途）の検討を踏まえ、充実させていくことを検討。



2. その他インセンティブ制度の検討

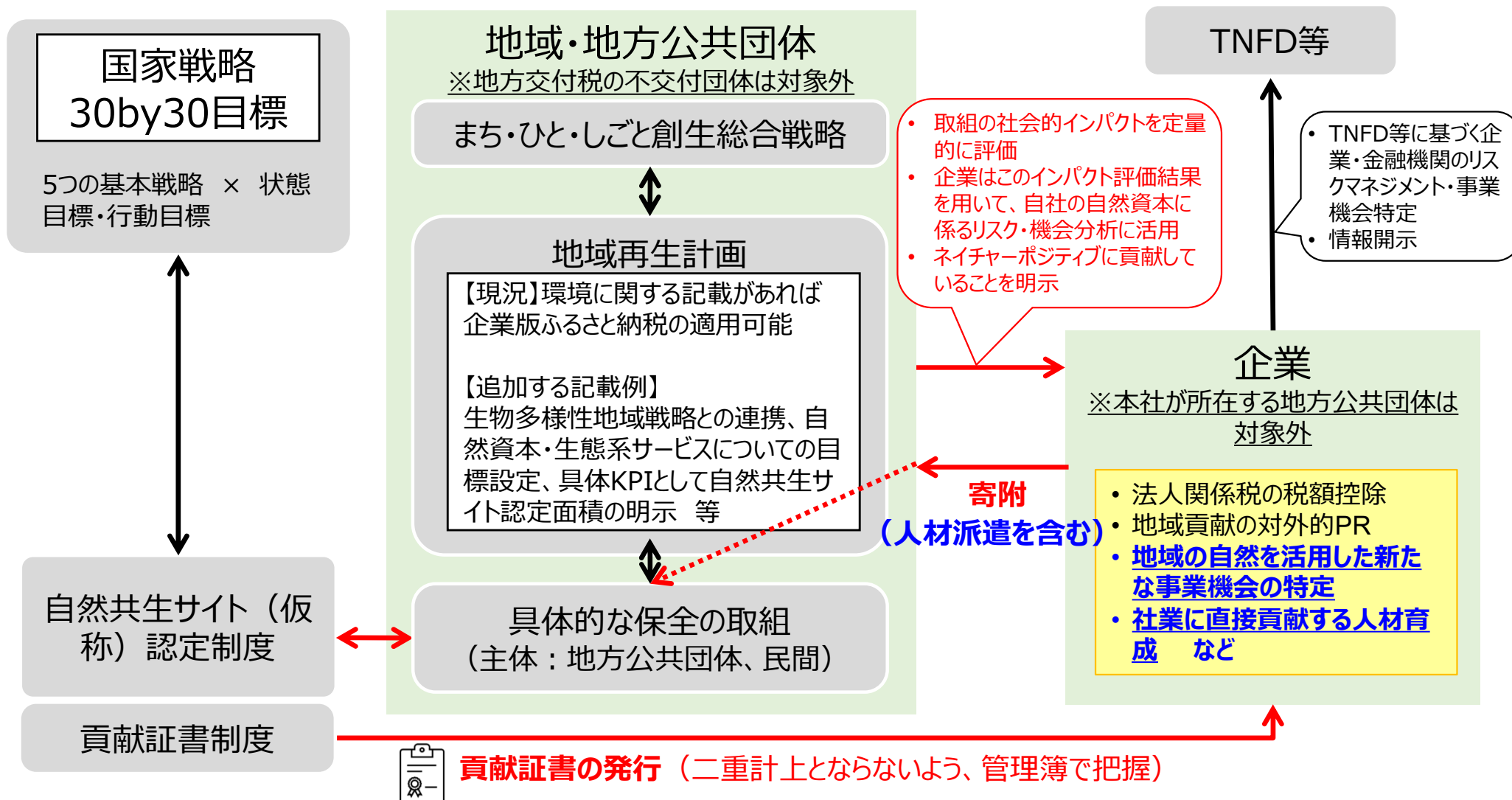
①企業版ふるさと納税を用いたインセンティブ付与

- 企業版ふるさと納税は、地域再生計画での環境に関する記載の確認により、**現状の制度変更を伴わず**自然資本関連事業への寄附が可能であるため、その周知により活用を促していく。
- 企業版ふるさと納税を用いた支援をTNFD等への対応に活用する場合は、**地域再生計画により具体的な目標や自然共生サイト（仮称）の位置づけが記載される**ことで、企業の貢献をより具体的に示すことが可能になる。



①企業版ふるさと納税を用いたインセンティブ付与

- 企業版ふるさと納税においては、寄附の内容の一部として人材派遣も可能であるため、人材という面での貢献も可能。



②補助金の活用

- 保全活動、モニタリング調査、人員確保等に使える補助金や既存の仕組みを活用し、自然共生サイト（仮称）認定前後の取組を支援する。

【自然共生サイト（仮称）認定後の使途】

- ・ 効果の測定や継続申請を目的としたモニタリング調査。
- ・ 作業人材の確保、交通費、保全作業に必要な資機材等、資産とならないものに限る。

【自然共生サイト（仮称）認定前の使途】

- ・ 申請・認定に値するかどうかを明らかにする調査等への活用が想定される。

※既存事業の活用

- ・ 地域における生物多様性の保全再生に資する活動等（ソフト事業）に対し必要な経費の一部を交付する生物多様性保全推進支援事業（下表）の活用もあり得る。

対象事業	交付対象となる事業内容
重要生物多様性保護地域保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR内における生息環境の保全再生等
広域連携生態系ネットワーク構築	生物多様性地域連携促進法又は自然再生推進法に基づく法定計画の作成、当該計画に基づく事業で生態系ネットワークの構築に係る広域の取組等
地域民間連携促進活動	生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する取組等
国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組等
国内希少野生動植物種保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善等のほか、これに必要な分布状況調査・保全計画策定
里山未来拠点形成支援事業	重要里地里山、都道府県立自然公園、重要湿地、特定植物群落、国立・国定公園普通地域等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動

③その他の取組促進策

◆ 他制度との連携等

- 自然共生サイト（仮称）認定が他制度において付加価値となる制度連携など
- 土地の所有や借用に係る費用負担の軽減（税制優遇等）、国・地方公共団体への許可申請等必要な各種手続きの簡略化等による負担軽減等に関する検討

◆ 専門家等の人材派遣

- 生物多様性の保全管理技術に乏しい実施主体への専門家派遣を行うための人材バンクや派遣制度、仲介するマッチングシステムの整備、既存の人材派遣制度の活用
- 専門家や派遣側にメリットが出るような仕組みを検討（企業等に所属し、かつて生態学や環境科学を専攻していた人材も活用）

◆ 寄附等の促進

- 寄附が促進されるような基金の設立など

◆ 認定マークの付与

- 自然共生サイト（仮称）認定や支援を表すマークによる他地域・他団体との差別化や価値向上など